

先端設備等に係る課税標準の特例適用申請書 <特例割合3年間ゼロ>

(宛先) 飯田市長

地方税法附則第15条第41項・第62条の規定の適用を受けるため以下のとおり申請します。

1 申請者

年 月 日

| | | | | |
|-----|--------|-----|--|--|
| 所有者 | 住所 | | | |
| | 氏名(名称) | | | |
| 担当者 | | 連絡先 | | |

2 対象となる償却資産 (対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付して下さい。)

償却資産申告書の種類別明細書(増加資産・全資産用)と同じ内容を記入して下さい。

| 資産の種類(該当するものに○) | 資産の名称 | 取得年月(※1) | 数量 | 取得価額 |
|-------------------------|-------|----------|----|------|
| 構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| 構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| 構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| 構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |

償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。

3 課税標準の特例適用の要件について確認をしました。(該当するものに○または✓を記入)

| | | | |
|---|-------------------------------------|-----|------------|
| 先端設備等導入計画の申請者(※2)が個人または資本・出資を有しない法人の場合 | | | |
| 賦課期日(本年1月1日)において、従業員数は1,000人以下ですか? | はい | いいえ | |
| 先端設備等導入計画の申請者(※2)が資本・出資を有する法人の場合 | | | |
| 賦課期日(本年1月1日)において、資本金・出資金の総額は1億円以下ですか? | はい | いいえ | |
| 賦課期日(本年1月1日)において、みなし大企業(※3)ではないですか? | はい | いいえ | |
| この申請に必要な添付書類の確認 | 家屋 | 償却 | (チェック) |
| 飯田市が発行した「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し | ○ | ○ | □ |
| 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し | ○ | ○ | □ |
| 工業会等が発行した生産性向上要件を満たすことの証明書の写し | (○) | ○ | □ |
| (資産の所有者がリース会社の場合)リース契約書の写し | | (○) | □ |
| (資産の所有者がリース会社の場合)公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し | | (○) | □ |
| 家屋 | 建築確認完了検査済証、または建物登記全部事項証明や建物登記完了証の写し | ○ | □ |
| | 建物の見取り図(先端設備等の設置場所が示されたもの) | ○ | □ |
| | 設置する先端設備等の購入契約書(償却資産申告書に記載がない設備のみ) | (○) | □ |
| 先端設備等導入計画の認定取消を受けたことが判明した場合には、翌年度(1月~3月の認定取消は翌々年度)から課税標準の特例が適用されません。ただし、虚偽の申請により認定を受けた先端設備等導入計画が取消となった場合はこの限りではありません。 | | | (了承済) □ |

- ※1 先端設備等導入計画の認定を令和3年3月31日までに受けている場合でも、取得年月が令和3年4月以降の資産は対象外です。
- ※2 リース資産の場合は、資産の使用者である先端設備等導入計画の申請者について記入してください。
みなし大企業とは(租税特別措置法施行令):同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人や、資本金・出資金額5億円以上の大法人等による完全支配関係がある法人)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。または、大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。
- ※3

特例対象資産が償却資産のみの場合、記入はここまでです。以下のページは必要ありません。

※以下のページは事業用家屋について課税標準の特例を申請される方のみご提出ください。

4 対象となる事業用家屋

| 所在地 | 家屋の種類/事業用床面積 | 取得年月 (引き渡し年月) | 取得価額 |
|-----|------------------|---------------|------|
| | / m ² | 年 月 | 円 |
| | / m ² | 年 月 | 円 |
| | / m ² | 年 月 | 円 |
| | / m ² | 年 月 | 円 |

5 当該建物に設置する先端設備等について

上記家屋に設置する先端設備等を以下の内訳に記入してください。(償却資産申告書の写しでも可)
また、建物の見取り図に先端設備等の設置場所を記号等で示してください。

【内訳】

| 設置場所 | 資産の種類 (該当するものに○) | 資産の名称 | 取得年月 | 数量 | 取得価額 |
|------|---------------------------|-------|------|----|------|
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |
| | 構築物 ・ 機械及び装置 工具、器具及び備品 | | 年 月 | | 円 |

- ※ 賦課期日時点において事業用家屋に設置する先端設備等が先端設備等導入計画の認定を受けていない場合には、工業会等が発行した生産性向上要件を満たすことの証明書の写しが必要となります。
- ※ 記入内容や提出書類の内容について確認する必要がある場合には、お問い合わせさせていただくことがございますのでご了承ください。